



未処分利益による実質投資を行った場合の未処分利益減算項目への計上及び税還付申請細則の草案

産業革新条例第23条の3の規定に基づき、2018年度の未処分利益課税を含む営利事業所得税の申告からは、利益が発生した年度の翌年度から3年以内に、本業又は付属業務の経営上の必要のため未処分利益による実質投資を行い、その金額が一定金額に達した場合、その投資額を未処分利益の減算項目へ計上することができ、未処分利益課税が減免されます。

また、「**会社又は有限責任組合が未処分利益による実質投資を行った場合の減算項目への計上及び税還付申請細則の草案(以下、本細則草案)**」が公表され、本条例記載の一定金額とは100万台湾元(実際の支出合計額)と明文規定されています。以下に要点を説明いたします。

実質投資の範囲(草案第2条)

自社の生産又は営業に供する建築物の建築又は購入、ソフト・ハードウェア設備又は技術の購入を含む。

土地及び資本支出に属さない器具や設備の購入は含まない。

実質投資支出の計算(草案第3条第2項)

取得し、営業上の使用に適した状態にするために支払う一切の費用を指す。

例: 保険料、輸入税、商港建設費、運賃、据付費

投資日の認定(草案第3条第3項)

建築物の建築又は購入: 購入の場合は所有権登記日。自社又は他人に委託して建築する場合は、使用許可の発行日。使用許可の発行が不要な場合は完工日とする。

ソフト・ハードウェア設備の購入: 納品日

技術の購入: 取得日

申請手順(草案第4条及び第5条)

- 未処分利益課税の申告前に実質投資額が規定金額に達している場合: 規定フォームに記入し、当年度未処分利益の計算時に、減算項目に計上する。
- 未処分利益課税の申告後に実質投資が完了し、規定金額に達した場合: 投資完了日から1年以内に、再計算し、当年度未処分利益申告書を修正記入した後、過大納付税額の還付を申請する。

投資の証明書類(草案第4条)

- 当年度の未処分利益による実質投資に対する取締役会又は株主総会の決議に関連する証明書類。
- 建築又は購入に係る契約書のコピー、財産目録、統一発票、輸入通関書類又は領収書、納品検収の完成関連証明及び支払証明等の書類。

3年以内に転貸、賃貸、転売、返品又は当初の使用目的を変更した場合の追加納税(草案第6条)

未処分利益課税の申告期間満了の翌日以降、又は当該年度未処分利益の再計算による、修正申告の申請日の翌日以降3年以内に転貸、賃貸、転売、返品又は当初の使用目的を変更し、自社の生産又は営業に供さなくなった部分について、減算又は還付された税額に利息を加算し、納付しなければならない。但し、規定を満たす企業合併買収による移転は含まれない。

KPMGの見解

本細則草案は租税優遇の適用の方向性について制定されています。但し、以下の事項については今後の経過を観察する必要があると考えられます。

1. 未処分利益による実質投資は、利益による振替増資又は配当に属さないため、実際の会計上の利益剰余金残高は減少しません。よって、会社法上、取締役会又は株主総会の必須決議事項ではないため、草案中の「取締役会又は株主総会の決議」による投資証明書類については、法律に無い制限要件であると考えられます。これは、法律上の既存規定の適用の縮小、及び租税中立性違反の疑義があると考えられます。

2. 2019年1月1日から2019年7月26日の本条例の公布発効日前日までの2018年度の利益による投資は、未処分利益の減算に係る規定が適用されるか？

本条例第72条には、「第23条の3の施行期間は、公布発効日から2029年12月31日まで」と規定されているため、疑義が生じていると考えられます。

3. 未処分利益課税の申告時にすでに実質投資額を減算項目に計上していた場合、その後期限までにさらに増加した投資金額を減算項目に修正計上することができるか？

また、未処分利益課税の申告後に実質投資が完了した場合の減算項目の修正申告は1度のみ可能か？

これらの疑問点について、今後、明確にする必要があると考えられます。

作者

パートナー 陳志愷

副総経理 施淑惠

KPMG Taiwan Network

台北事務所

台北市信義路5段7号68F
Tel :02 8101 6666
Fax:02 8101 6667

新竹事務所

新竹市科学工業園区展業一路11号
Tel:03 579 9955
Fax:03 563 2277

台中事務所

台中市西屯区40758文心路二段
201号7F
Tel :04 2415 9168
Fax:04 2259 0196

台南事務所

台南市中区700民生路2段279号16F
Tel :06 211 9988
Fax:06 229 3326

高雄事務所

高雄市前金区中正四路211号12Fの6
Tel : 07 213 0888
Fax: 07 271 3721

日本業務組主要担当者紹介

日本業務組連絡先(日本語対応可能)

台北事務所

Tel :02 8101 6666(代表)
Fax:02 8101 6667

パートナー

李 宗霖

パートナー

T +886 2 8758 9946 内線番号:02337
E johnnylee@kpmg.com.tw

林 琇宜

パートナー

T +886 2 8758 9688 内線番号:02587
E slin1@kpmg.com.tw

陳 彦富

パートナー

T +886 2 8758 9995 内線番号:02909
E byronchen@kpmg.com.tw

友野 浩司

パートナー

T +886 2 8758 9794 内線番号:06195
E kojitomono@kpmg.com.tw

記帳部門(記帳代行、個人所得税、給与計算等)

蔡 文惠

パートナー

T +886 2 8758 9992 内線番号:00584
E eileentsai@kpmg.com.tw

登記部門(会社設立、ビザ取得等)

李 美儀

シニアマネジャー

T +886 2 8758 9780 内線番号:02340
E migilee@kpmg.com.tw

日本人顧問

横塚 正樹

T +886 2 8758 9751 内線番号:16991
E masakiyokozuka@kpmg.com.tw

須磨 亮介

T +886 2 8758 9926 内線番号:17640
E ryosukesuma@kpmg.com.tw

発行責任者

KPMG 台湾

日本業務組 統括 林 琇宜

home.kpmg/tw

© 2019 KPMG, a Taiwan partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Taiwan.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.